

令和4年（2022年）4月8日

各 位

姫路市立田寺・網干・広畑テニスコート
指定管理者 神姫バスグループ共同事業体
代表団体 神姫トラストホープ株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大下における既納使用料の還付取扱いの変更について

平素は当施設の管理運にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年4月8日付の姫路市から通知に基づき、新型コロナウイルスを理由として施設使用を中止した場合、その使用予定規模を問わず、既納の施設使用料について、全額を還付する対応をしておりましたが、下記のとおり、取り扱い方法が変更となりますのでお知らせ致します。

記

1 対応内容

(1) 使用日が令和4年6月7日までのもの

姫路市体育施設条例第10条及び姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項第1号を適用し、全額を還付する。

(2) 使用日が令和4年6月8日以降のもの

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令期間以外にあっては、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした使用中止に伴う全額還付は行わない。（通常の自己都合による還付対応と同様に、姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項第2号アに基づき還付を行う。）

2 対応開始日

令和4年4月8日（金）から

3 その他

市主催・共催・後援等により既に受付が完了しているものについても、上記対応に変更となりますので予めご了承下さい。